

鳥取県告示第128号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成21年4月24日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成21年3月6日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

- 1 申請のあった年月日
平成21年2月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人淀江作業所
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
吹野 理恵子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
米子市淀江町淀江796
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、障害者に対して、在宅生活と社会参加を支援するための事業を行い、ノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項
特定非営利活動の種類及び事業並びに役員の種類及び定数